

平成28年9月2日

自治労大阪府職員労働組合

税務支部 豊能分会

副分会長 鹿嶽克己様

大阪府豊能府税事務所

所長 島田賢



平成28年8月12日に提出のありました要求書の項目について、次のとおり回答します。

要求内容	回答
1 これまでの労使慣行を遵守すること。	1 良き労使関係については、尊重してまいりたい。
2 労働安全衛生基準を順守し、快適な職場環境の保持に努めること。 冷暖房運転については、職員の健康管理に留意して行い、年間を通じて執務室を適温に保つよう弾力的に行うこと。また、冷暖房装置の適正運転のため、整備・点検を行うこと。	2 労働安全衛生法等を遵守し、引き続き、快適な職場環境の保持、職員の健康保持増進に努めてまいりたい。 冷暖房運転については、これまでも適切な温度管理に努めてきたところである。 今後とも職員の健康に配慮し、冷暖房の適切な運用、点検・整備に努めてまいりたい。
3 安全衛生委員会の機能を強化し、組合員の健康の保持増進をはかる体制を充実すること。	3 職員の健康保持増進を図るため、安全衛生委員会の機能強化等に努めてまいりたい。
4 庁舎・施設に係る震災等災害時の耐震性の確保や執務室内の安全対策の充実を図ること。	4 耐震改修補強工事は平成25年に終了し、同時に1階執務室及び倉庫の書架の固定も実施した。 今後とも執務室の安全対策の向上に努めてまいりたい。
5 休憩時間において窓口対応を行った組合員の「休憩場所」を確保すること。	5 1階会議室を従来どおり有効利用していただきたい。
6 職員の安全確保の観点から庁用自動車（自転車を含む）の運行に支障のないよう点検・整備等に努めること。	6 庁用自動車（自転車を含む。）の点検整備については、今後とも適切に対応してまいりたい。